～電子渡航認証（QazETA）の段階的な導入について～

カザフスタン政府は 2026 年 10 月 10 日、日本を含む査証免除対象国の国籍者に対して、同国への電子渡航認証（QazETA）を段階的に導入する決議を採択しました。在カザフスタン日本国大使館では、カザフスタン外務省等より、以下のとおり情報提供を受けています。

【導入時期】

- 第一段階（2026 年 11 月 1 日～）：以下の国際空港及び国境検問所で導入
 アクタウ国際空港及びウリュトベ（パヴロダール州）、アウハッティ（ジャンブル州）、アタメケン（トゥルキスタン州）、ヌルリ・ジョス（ジェティス州）の国境検問所
- 第二段階（2027 年 1 月 1 日～）：アスタナ及びアルマティ国際空港で導入
- 第三段階（2027 年 3 月 1 日～）：その他全ての国境検問所で導入
- 第四段階（2027 年 7 月 1 日～）：電子渡航認証の取得が義務化

（注）2026 年 11 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日までの移行期間中は、電子渡航認証を取得していなくても入国拒否の対象にはなりません（電子渡航認証の取得を推奨されています）。

【申請手続き】

- 電子渡航認証の申請は、渡航の 72 時間前までに所定のモバイルアプリケーション「(QazETA)」を通じて、カザフスタン当局に提出する必要があります。
- 申請手数料は無料。一度取得した電子渡航認証の有効期限は 180 日間で、有効期間内にカザフスタンに再入国する場合は電子渡航認証の再取得は不要です。

（注）滞在可能な日数は査証免除で入国した場合と同様（30 日以内）です。また、有効な電子渡航認証を取得している場合でも入国が保証されるわけではありません。

【電子渡航認証の取得除外者（一部抜粋）】

- 16 歳未満及び 65 歳以上の方
- 有効なカザフスタン査証、一時滞在許可、永住許可を有する方
- 外交旅券、公用旅券保持者
- 国際空港のトランジットエリア内にとどまる旅行客

（注）電子渡航認証の取得除外者はポータルサイト「QazETA」（https://qazeta.kz/en）でご確認いただけます。

詳しくは在日カザフスタン大使館（https://www.gov.kz/memleket/entities/mfa-tokyo/press/news/details/1145035?lang=ja ）にお尋ねいただくか、ポータルサイト「QazETA」（https://qazeta.kz/en）をご参照ください。急な制度変更が行われる可能性にご留意いただくようお願いいたします。